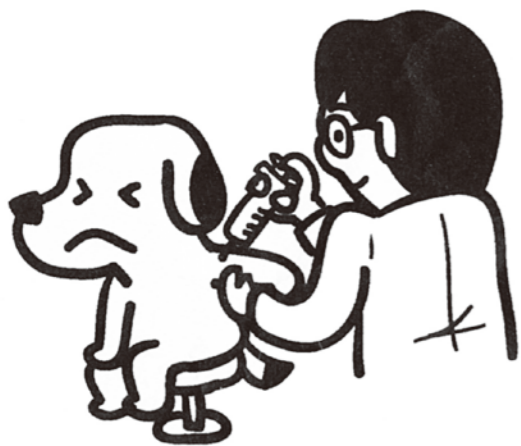


犬の登録と 狂犬病予防注射

- 狂犬病予防法により生後91日以上になったら登録が必要です。(登録手数料3,000円)
- 犬の死亡、飼い主の変更、飼い主や犬の所在地の変更など、飼い犬の登録事項に変更があった場合も届け出が必要です。
- 毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。まだ狂犬病予防注射を受けさせていない方は、市指定の獣医師のいる動物病院などで受け、注射済票交付の申請手続きを行ってください。(注射済票交付手数料550円)

※ 動物病院で別途、注射料金が必要です。届け出は環境整備課へ。



市指定獣医師のいる動物病院

動物病院	所在地
大竹動物病院	大竹市油見3丁目16番9号
みどり動物病院	大竹市北栄4番16号
のざか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番4
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番5
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番2
松村動物病院	廿日市市宮内4317番5
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号

ペットはマナーを守って 飼いましょう

問い合わせ 環境整備課 ☎2154



近年、ペットは生活に潤いを与え、気持ちに安らぎをもたらすことから、家族の一員ともみなされ、多くの家庭で飼われています。しかしながら、一部の飼い主のマナーが充分でなく周囲に様々な迷惑をかけ、多くの苦情や相談が寄せられています。犬や猫が好きな人もいれば、そうでない人もいます。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

飼い犬・飼い猫 などの引き取り

- 動物を虐待したり、捨てたりすると罰せられます。動物の習性などを正しく理解し、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- 万一、何らかの事情で飼えなくなった場合は、まず新しい飼い主を探しましょう。どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、次

- のとおり犬・猫の引き取りを行っています。なお、飼い犬や飼い猫の引き取りは、事前に広島県動物愛護センターへの届け出が必要です。
- **とき**
第1・第3火曜日(祝日を除く)
9時～9時30分
- **ところ**
市役所
- **引き取り手数料**
生後91日未満
1頭につき400円
生後91日以上
1頭につき2,000円

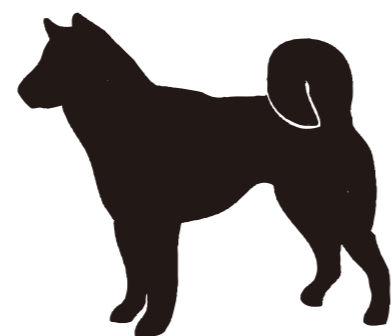
犬や猫を 飼っている方へ

- 犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えます。また、愛犬が交通事故に遭うこともありますので、昼夜を問わず、絶対にやめてください。また、散歩させる時や公園などでも引綱やリードでつないでください。
- 犬の鳴き声は近隣住民への迷惑にもなります。訪問者から見えない場所への犬舎の移動や無駄吠えをさせないしつけなどに努めましょう。
- 犬舎の周りを常に清潔に保ち、周囲に悪臭を発生させないようにしましょう。
- 犬を散歩させるときは必ず飼い主がフンを持ち帰って始末しましょう。
- 猫は決まった場所でフンをする習性があります。自宅に専用のトイレを備え、トイレのしつけをしましょう。
- 猫はできる限り屋内飼育をしましょう。猫は上下に動ける空間とトイレや爪とぎのできる場所を作ることで、室内でもストレスをためることなく飼うことができます。

必要なもの

印鑑、手数料

※ 飼い犬や飼い猫の引き取りの場合には広島県動物愛護センターへの届け出後に郵送された書類に必要な事項を記載して持参してください。



のら犬・のら猫 にエサやり

- 生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょ。
- エサを与えるなら愛情と同じだけの責任が必要です。飼う意志がないのであれば、エサはあげないでください。
- 無責任なエサやりは、のら犬・のら猫を増やす原因となり、ごみステーションを荒らしたり、いたずらをして周辺住民への迷惑となります。

